

本日、要求書を提出

2月20日(火)、第5回職場委員会を開催し、2018年総合労働条件改善闘争の要求内容、闘争方針を決定しました。本日、会社に要求書を手交し、春季交渉を開始します。

今号では、職場集会での意見要望を反映し、決定した要求内容を掲載します。

【要求事項】

1. 賃金

(1) 賃金改善

現行個別賃金水準の維持を図った上で、一般クラスの平均ポイントである「33ポイント」をモデル賃金とし、「3,000円の改善」を図る。

実施期日

2018年3月21日よりとする。

(2) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として164,000円(現行161,000円)に改善を図る。

2. 一時金

(1) 平均要求

| | 年 間 | 一 期 |
|-----|--------------------------------------|----------------------------------|
| 金 額 | ニフティ: 1,552,000円 FJCT: 1,522,000円 | ニフティ: 776,000円 FJCT: 761,000円 |
| 月 数 | 5.0ヶ月 | 2.5ヶ月 |

(2) 交渉ベース

ニフティ: 2018年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは310,312円とする。

FJCT: 2018年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは304,368円とする。

(3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(4) 支給日

夏季一時金 2018年 6月19日(火)

年末一時金 2018年12月10日(月)

3. 労働協約の改訂

(1) 働き方の改革

組合員一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境づくりに向け、以下について改善を図る。

① 健康を守るための取り組み

心身ともに健康で働き続けるため、時間外労働及び休日労働に関する協定における「一般業務の特別な事情がある場合」と「研究開発業務」の協定時間を1ヶ月80時間以下に見直す。

(2) 生活と仕事の両立

介護などの海賊的責任や病気の治療など、「生活仕事の両立」をより一層図るため、以下について要求する。

① 介護と仕事の両立支援(労働協約第34条 休職)

・従業員の家族が余命宣告を受けるなど重篤な状態にある場合、対象となる家族とともに過ごす時間を希望する従業員に「介護・介護準備休職規程」の適用を認める。

・介護短時間勤務制度の適用期間を「事由が消滅するまで」とする。

② 治療と仕事の両立支援(労働協約第34条 休職、第66条 諸休暇)

・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病の罹患者、または不妊治療を行

っている者を対象にする、短日勤務、フレックス短時間勤務の適用を認める。

・不妊治療を行っている者を対象に休職の適用を認める。休職期間は通算して1年を最長とし、通算期間内で複数回の取得を可とする。

・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病のため所定就業日を休む場合、積立休暇の1日および半日単位の取得を認める。

(3) 協約の有効期間(労働協約第85条 協約の有効期間)

この協約の有効期間は2018年4月1日より2020年3月31日までとする。

以降の独自項目については、ニフティ株式会社・富士通クラウドテクノロジーズ株式会社それぞれに対して、要求を提出しています。

【ニフティ株式会社 独自事項】

1. 働き方の改革への取り組み

「場所にとらわれない働き方」の利用実態改善の観点から、適用範囲の拡大ならびにルール明確化を目的とした運用見直しを行う。

2. 評価制度の運用見直し

(1) マネジメント層に対し評価制度の教育及び理解の徹底。

(2) 現状の運用よりもフレキシブルな評価の運用改善。

(3) 労使間で運用状況を把握し、納得感の高い評価となる運用を目指した継続的な協議の実施。

【富士通クラウドテクノロジーズ株式会社 独自事項】

1. 働き方の改革への取り組み

「場所にとらわれない働き方」の利用実態改善の観点から、現行のテレワーク勤務制度の適用範囲の拡大ならびに利用促進を行う。

2. 職場環境改善への取り組み

執務スペースの狭隘化と、複数のネットワーク利用による業務効率の低下を踏まえ、現状を改善するための協議を行う。

3. 教育制度改善への取り組み

分社後の経営方針に基づく教育制度が明確でないことから、体系整備に向けた協議を行う。

4. 旅費の改訂

(1) 単身赴任手当

男女共同参画社会の実現や女性活躍推進に向け、男性の家族的責任(家事、育児、介護等への参画)の観点から、対象者が安心して働ける環境の整備、単身赴任に伴う二重生活の負担軽減のため、単身赴任立て支給基準の見直しを図る。

・単身赴任手当支給基準:1ヵ月につき、「45,000円+2会の往復帰省旅費実費相当額(定額)」とする。なお、往復帰省旅費実費相当額は時間、費用等の条件が最も妥当な交通手段、経路とする。

(2) 実施期日

2018年4月1日よりとする。

以上

ストライキ指令権委譲投票へのご協力をお願いします

投票期間 2018年2月26日～3月9日

投票方法 Webによる投票(メールにて投票URLを連絡します)

これは2018年春季交渉において、ストライキ実施の判断(指令権)を組合執行部に委譲することの賛否を問うものです。

現時点でストライキの実施を意味するものではなく、交渉における組合員の総意を示すための投票です。

【委譲範囲】ストライキの規模:72時間以内・無期限の時間外、休日出勤の拒否

次号は第1回交渉報告(2月23日発行)を予定しています。